

65歳以上の高齢障害者への自立支援給付と介護保険の適用状況

○ 名古屋産業大学 氏名 丸岡稔典 (8104)

キーワード：介護保険 障害者総合支援法 居宅介護

1. 研究目的

2000年に介護保険制度が実施され、65歳以上の高齢者への福祉サービスが本格的に開始された。その3年後の2003年に支援費制度が実施され、2006年に障害者自立支援法、2013年に障害者総合支援法へと見直されつつ、障害者への福祉サービスの提供が本格的になされるようになった。障害者自立支援法や総合支援法では、介護保険等による給付のうち自立支援給付に相当するものを利用可能な場合については自立支援給付を行わないと定められている。このため、65歳以降障害者への障害福祉サービスについては原則として、介護保険制度が優先的に適用される。しかし、厚生労働省は通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(障企発第0328002号・障障0328002号、2007年3月)を出し、障害者の「心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様」であることから、「障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしない」とした。このように、障害福祉サービスを利用してきた障害者は65歳以降、一律に介護保険制度を適用されるわけではないとされている。

しかし、地方自治体による65歳以降の障害者への障害福祉サービスの給付の実態については十分に明らかにされていない。そこで、本報告では、全国の自治体を対象に調査票調査を実施し、高齢障害者への自立支援給付と介護保険の適用実態を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

2.1 研究の視点

障害者総合支援法では、65歳以降障害者の福祉サービス利用については原則として、介護保険制度が優先的に適用される。一方で、前出の厚生労働省通知にあるように、障害者は65歳以降、一律に介護保険制度を適用されるわけではないとされている。しかし、頸髄損傷者を対象とした実態調査からは65歳以降障害者の多くが介護保険を優先適用されている様子も見受けられ、サービス内容に制約が生じている事例も存在した。(丸岡稔典・島本義信:2016)。また、障害福祉サービス、介護保険とも、利用料の1割を自己負担する制度であるが、障害福祉サービスでは軽減措置により無料である世帯が多く、介護保険移行により自己負担が増加するとの危惧も示されている。2016年1月に政府は、障害者総合支援法の3年後の見直しの一環としてその改正案を提出したが、その中に介護保険制度への移行に伴う自己負担額の軽減措置が盛り込まれた。このように、従来障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳以降に介護保険制度に移行するに伴い、さまざまな課題が生じており、そのための実態把握が求められている。

2. 2 研究の方法

地方自治体（全国の市町村 1,718 ならびに特別区 23 区、全 1,741 自治体）を対象に、2016 年度の 65 歳以上高齢障害者に関する、障害者総合支援法による自立支援給付と介護保険の適用実態、65 歳以降の介護保険への移行に関する情報提供の状況等にかかる質問紙による郵送調査票調査を実施した。回答数 285（有効回答 285 回収率 16.4%）であった。

3. 倫理的配慮

調査は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の審査の結果、本件研究課題で扱うデータに個人情報に含まれないため、非該当との判定を得て実施した。

4. 研究結果

4. 1 高齢障害者の障害福祉サービスの継続利用

調査の結果、2016 年度において、継続して自立支援給付による障害福祉サービスを利用している、または介護保険サービスと障害福祉サービスを併用している高齢障害者（64 歳以前に障害福祉サービスを利用していた 65 歳以上の人）がいる自治体が一定数存在した。また半数以上の自治体で介護保険への移行を希望せず、障害福祉サービスの継続利用の希望する事例があった。継続利用を希望する理由としては、自己負担の発生、これまでのサービスを利用できなくなることや、馴染んできた支援者のサービスを受けられなくなることが挙げられていた。「介護保険制度への移行に伴う自己負担額の軽減措置」については、80%以上の自治体が、利用者の申請行動に変化を与えていないと回答した。

4. 2 障害福祉サービスの継続利用に対する自治体の対応

7 割以上の自治体が、介護保険で対応できないサービスについては自立支援給付による障害福祉サービスを利用できることを事前に案内しており、6 割以上の自治体が介護保険の訪問介護サービスと障害者総合支援法の居宅介護または重度訪問介護サービスを併用できる場合があることを案内していた。必要とするサービス内容を介護保険のサービスにより受けることが可能か否かについては、障害者本人や家族へ聞き取りや現在のサービス利用状況などをもとに判断がおこなわれており、ケアマネージャーや相談支援専門員への聞き取りをおこなう場合も見られた。継続利用希望者に対して、大半の自治体が障害福祉サービスの継続利用を認めつつ、引きつづき介護保険への申請勧奨を行っていた。

5. 考察

調査の結果から、介護保険制度では対応できない、障害者特有のサービスが必要とされており、自立支援給付による障害福祉サービスを継続利用する/利用を希望する高齢障害者が存在すること、継続利用や併用を認めている自治体が一定数存在することが示唆された。

【参考文献】

丸岡稔典・島本義信,2016,「障害福祉サービス利用と介護保険利用に関する実態調査の結果」『SSKA 頸損』2016 夏特別号,11-16.

本研究は JSPS 科研費 17K04277 の助成を受けたものである。